

長門市から転出される方へ

長門市から他の市町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市町村役場で転入手続きをしてください。（なお、正当な理由なく14日以内に転入届をされないとは住民基本台帳法第51条の規定により、50,000円以下の過料に処せられることがあります。）

★転入手続きに必要なもの

- (1) 転出証明書 (2) 印鑑 (3) 個人番号カード
 (4) 本人確認書類 (運転免許証など) (5) 新住所地の正確な名称及び地番号
 (6) 外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書も必ずお持ちください。

下記に該当する人は、手続きを行ってください。

対象となる方	長門市での手続き	担当課班名	新住所地での手続き
印鑑登録者	印鑑登録証を返納してください。	総合窓口課 窓口班 (23-1128)	改めて登録手続きを行ってください。
個人番号カード	特例転出をされると、引き続き個人番号カードを使用することが出来ます。		特例転入手続きに必要となりますので、必ず窓口へ持参してください。
住民基本台帳カード	特例転出をされると、引き続き住基カードを使用することが出来ます。		特例転入手続きに必要となりますので、必ず窓口へ持参してください。
電子証明	自動的に失効します。		必要に応じて申請をしてください。
国民年金の加入者		年金担当 (23-1226)	年金手帳・印鑑を持って住所変更（転入）届をしてください。
国民健康保険の加入者	長門市の国民健康保険被保険者証を返納してください。	保険管理班 (23-1130)	担当窓口で改めて加入手続きを行ってください。
後期高齢者医療の被保険者	後期高齢者医療被保険者証を返納してください。 (県外へ転出される方には負担区分等証明書をお渡します)	(23-1143)	担当窓口で改めて取得手続きを行ってください。 (県外からの転入は負担区分等証明書が必要です。)
介護保険 ※65歳以上の方	「介護保険被保険者証」を返納してください。		
介護保険 ※介護サービスを受給中の方	「受給資格証明書」を受けてください。 「介護保険負担割合証」を返納してください。	高齢福祉課 介護支援班 (23-1158)	「受給資格証明書」を添えて認定申請をしてください。
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者		地域福祉課 障害者支援班 (23-1243)	転出先で住所変更の手続きをしてください。(手帳・受給者証を添えて) ※施設等に入所される場合はご相談下さい
福祉医療の受給者 (重度心身障害者)	受給者証を返納してください。(受給者証のコピーをお渡します。)		改めて加入手続きを行ってください。(受給者証のコピー又は、所得課税証明書が必要です。)
児童手当の受給者	受給事由消滅の手続きを受けてください。	子育て支援課 (23-1156)	転出予定日から15日以内に手続きをしてください。
(特別)児童扶養手当の受給者	住所変更の手続きをしてください。		(特別)児童扶養手当証書を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
福祉医療の受給者 (重度心身障害者を除く)	受給者証を返納してください。(受給者証のコピーをお渡します。)		改めて加入手続きを行ってください。(受給者証のコピー又は、所得課税証明書が必要です。)

原付バイクの所有者(125cc以下)	ナンバープレートを持参して、登録抹消手続きをしてください。	税務課市民税班 (23-1124)	新しいナンバープレートを交付してもらってください。
軽自動車	※山口ナンバーの自動二輪車・軽4自動車等は住所変更手続きをしてください。		
市内に固定資産をお持ちの方	資産の名義人の氏名と、お住まいの住所、転出先の住所をご連絡ください。	税務課 固定資産税班 (23-1125)	
水道・下水道を使用されている方	水道の閉栓・下水道の休止または、名義変更の手続きをしてください。 井戸水を使用する場合、世帯人数による認定水量により下水道使用料を決めていますので、手続きを行ってください。	上下水道局 (23-1169) (23-1190)	担当窓口で手続きを聞いてください。
小中学校の児童・生徒	現在の学校で、在学証明書を受けてください。	教育委員会 学校教育課 (23-1263)	在学証明書等を持って入学手続きをしてください。
ケーブルテレビの加入者	脱退（又は休止）の手続きをしてください。	ケーブルテレビ 放送センター (23-1541)	
市営住宅の入居者・同居者	住所変更の手続きをしてください。	建築住宅課 住宅班 (23-1186)	
犬を飼われている方		生活環境課 環境衛生班 (23-1134)	長門市で交付された鑑札を持って手続きをしてください。
国外転出者	在外選挙人名簿登録移転申請書を提出してください。	選挙管理委員会事務局 (23-1977)	管轄する在外公館にて在留届を提出してください。

注意 ◎転出証明書を紛失されたときは、転出届をされた窓口に出し出てください。

◎転出証明書に記載されている「異動年月日」「転出予定地」が変更になっても有効です。

ご質問があれば、お電話でお問い合わせください。

長門市役所 本庁 (代) 0837-22-2111